（様式５）

「観光需要回復緊急特別対策事業」

企画・運営業務委託共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は，鹿児島県が発注する「「観光需要回復緊急特別対策事業」企画・運営業務」（以下「委託業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は，（名称）（以下「当企業体」という。）と称する。

（住所）

第３条　当企業体は，事務所を○○県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当企業体は，令和　年　月　日に設立し，その存続期間は，第１条に記載の業務を委託契約履行後，発注者の承認を受けた日までとする。

２　当企業体は，第１条に規定する業務を受託することができなかったときは，前項の規定にかかわらず，当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

構成員　住所　商号または名称

【※以下構成員を列記】

（代表者の氏名）

第６条　当企業体は，○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は，委託業務の履行に関し，当企業体を代表して，その権限を行うことを名義上明らかにした上で，発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託代金の請求，受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし，当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称　○○％

商号又は名称　○○％

【以下構成員を列記】○○％

（運営の方法）

第９条　当企業体は，構成員全員をもって，組織及び編成並びに委託業務の履行に関する事項，その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上，決定し，委託業務の完遂に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は，業務の委託契約の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は，当企業体の代表者の取引する金融機関とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第１２条　本協定書に基づく権利義務は，他人に譲渡することはできないものとする。

（構成員への払出し）

第１３条　当企業体は，当該業務が完了した時に決済するものとし，構成員へ払い出すものとする。

（業務途中における構成員の脱退）

第１４条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１５条　構成員のうちいずれかが，業務途中において破産又は解散した場合においては，残存構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１６条　当企業体が解散した後においても，第１条に規定する業務につき，瑕疵があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１７条　この協定書に定めのない事項については，別途定めるものとする。

○○○○○ほか◇者は，上記のとおり，共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書○通を作成し，各構成員が記名押印の上，各自１通を保有するとともに，発注者へ１通提出するものとする。

令和　年　月　日

代表者

所在地

会社名

役職・氏名

構成員

所在地

会社名

役職・氏名

【※以下構成員を列記】